

## 南砺市農業委員会第4回総会会議録

- 1.招集日時 令和 5年 10月 6日
- 2.開会時刻 令和 5年 11月 2日 午後3時07分
- 3.閉会時刻 令和 5年 11月 2日 午後4時17分
- 4.場 所 南砺市役所3階 302会議室
- 5.委員定数 20名
- 6.出席委員 20名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	西村 博	出	11	法邑 千映子	出
2	堂前 光宏	出	12	山田 良誠	出
3	舘 義由記	出	13	細木 和隆	出
4	平田 忠詞	出	14	加藤 善躬	出
5	辻 清市郎	出	15	前川 茂	出
6	金田 雄介	出	16	岩倉 香	出
7	下田 栄樹	出	17	吉田 琢治	出
8	林 弘	出	18	森田 憲二	出
9	三井 栄	出	19	長谷川正昭	出
10	北島 直道	出	20	岡村 俊一	出

### 7.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第16号 農用地利用集積計画（案）の決定について

第3 協議第4号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外及び農用地区域への編入について

第 4 報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

8.事務局職員

事務局長 前山 浩、係長 長谷川 哲雄、副主幹 小幡 抄由里

9.会議の概要

事務局長	<p>予定時刻より若干遅れましたが、研修会に引き続きで全員がお揃いですので始めたいと思います。</p> <p>今日は研修会ということで1時間半おつかれさまでございました。このあとは委員会の審議ということでございますけれども、お疲れで大変なところではあります、慎重審議のほうよろしくお願いいたしたいと思っております。</p> <p>それでは総会の成立についてご報告させていただきます。本日の出席人数は、委員総数 20 名全員の出席であります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する定数に達しており、総会が成立することをここにお知らせします。</p> <p>会議に先立ちまして、岡村会長より挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>おつかれさまでございます。昨日は 11 月 1 日ということで、南砺市合併の 18 年目の記念の式典であったかと思いますが、令和 5 年度の南砺市功労表彰式が開かれまして、当委員会の多年に渡ってご努力いただいた、そして功績のあった前会長が表彰されたということです。本当に 10 期 30 年という永きに渡ってのご功績に対して表彰があったということは、大変喜ばしい限りだと思っておりますので、ご報告させていただきます。それから、今ちょうど国会が開かれておりまして、いつもは農業のことはそっちのけなのですが、今回は長時間をかけまして食糧安保の議題が一昨日も大変長い時間かけて行われておりまして、戦争のせいかなと思っておりますが、農業関係者としては風向きがこちらのほうへ向いてきていて、良い議論をしていただいているなと感じています。本気で担い手を作らないといけないとか農業生産所得をあげなければ国が守れないとかそういう議論が盛んに行われて、戦争はよくないので、本来戦争がなくても議論するべきことだというのは私どもの思いなのですが、現在議論をしていただいていることはいいことだなと思っているところでございま</p>

す。今日も審議案件につきましてご審議の方よろしくお願  
いたします。

会長 会に先立ちまして、議事録署名委員をご指名させていただきます。

会長 本日の署名委員は7番委員、8番委員の2名の方よろしくお  
願いたします。

それでは議事に入ります。

議長 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請につい  
て、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第14号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回5件の申請がありました。面積は すべて田で19,005  
㎡ です。

受付番号1番です。

譲渡人〇〇〇〇さんは、相続によりこの農地を取得された  
のですが、市外に居住しており耕作できないということで仲  
間田になっている譲受人〇〇〇〇さんに譲り渡すものです。

受付番号2番です。

譲受人〇〇〇〇さんは、相続によりこの農地を取得されま  
したが、県外に居住しており耕作できないため、地元にいる  
親戚である譲受人〇〇〇〇さんに譲り渡すものです。

受付番号3～4番です。

譲渡人〇〇〇〇さんが高齢により耕作できなくなったの  
で、地元の集落営農組織の構成員である〇〇〇〇さんと〇〇  
〇〇さんに譲り渡すものです。

受付番号5番です。

譲渡人〇〇〇〇さんは、農業経営を後継者である譲受人〇  
〇〇〇さんに譲って、農業者年金の経営移譲年金を受給して  
おられます。農業経営を後継者である息子さんに移譲する  
ということで、10年の使用貸借権の設定をしたのですが、その  
期間が12月1日で切れるため、今回再設定の申請をされたも  
のです。

いずれの案件も、農地法第3条第2項の各号に該当しない  
ため、許可要件を満たしているものと考えます。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 14 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議案第 15 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第 15 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回 1 件の申請があり、田 329 m<sup>2</sup> です。

駐車場敷地	1 件	田 1 筆	329 m <sup>2</sup>
-------	-----	-------	--------------------

受付番号 1 番です。

R5.6 月除外案件です。譲受人〇〇〇〇は、主にケーブルテレビの電気通信設備工事やメンテナンスを行う会社です。令和 2 年に城端から現在の場所に会社を移転した際に、現在の敷地内では従業員用の駐車場がすべて確保できなかったため、やむを得ず隣接する他社の敷地を借りております。当初より自己所有の駐車場を確保したいと考えていたところに、申請地の所有者さんから土地取得の打診があったため、距離も近く、利便性も良いため、駐車場敷地として利用したく申請するものです。駐車場が完成しましたら、借りている現在の駐車場は、返還されるそうです。

農地区分は 1 種農地、許可基準は既存地拡張と判断しております。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 15 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議案第 16 号 農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 16 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 利用権設定等に関する案件で、今回は 10 月分として届出があり、市長部局から諮問があった分を掲載してございます。今回、36 件・58 筆の申請がありました。面積は、すべて田で 104,867 m<sup>2</sup>です。

2 番は別の地番と仲間田になっているということでその絡みもあって、今回新たに設定することになったと聞いております。

6 番は、1 筆だけ地区外の農地を持っていたので、地元の営農組合に新たにお願いすることにしたということです。

9～10 番は、変形田で作りにくいということもあって 0 円設定となっております。

11 番も、田が変形田ということで 0 円設定となっております。

12～13 番は、利用権を設定する人も受ける人もどちらも県外ということでちょっと目を引いたのですが、どちらも農地の所在地出身の方であります。再設定ということで、受手側の弟さんが地元いらっしゃって、これまでは弟さんが主力でやっていたらっしゃったように聞いたのですが、これからは

〇〇〇〇さんが定年になるので、ちよくちよく帰ってきて営農をされたいということで、そのまま〇〇〇〇さんでの案件となっております。

14番は、利用権を受ける方の仲間田になっているということもあって、0円設定になっているということです。

15番～20番は、〇〇〇〇さんが受けられるということで、それぞれ仲間田になっているものを受けられると聞いております。

24番以降は、中間管理機構を通しての契約ということで新規設定となっております。

流動化率は前回より微増の59.63%です。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

〇〇委員 概算金が10aあたり50kgとなっているが、50kgとは米の50kgのことですか。

事務局 県のほうで出している概算金をもとにしておられまして、普通なら一俵60kgという考えなのですが、そこらへんの販売というかやり方で50kg換算のものを採用しておられるということでした。しかも、このやり方でもう20年以上してきておられるそうです。

〇〇委員 あともうひとつ、双方合意の上というのがあるが、こんな曖昧な形でいいんですかね。

事務局 この時点で決まっておられないということで、中には総会で決めてというのもありますけど、表記としてはこういう形になっているものと認識しております。

〇〇委員 あとで問題起きなければいいんだけどね。

事務局 そうなんですけどね。この件は近所ですし、親戚の可能性もあります。

〇〇委員 こんな曖昧な形で認めてしまっていていいんですかね。これからはこういう書き方はやめてもらった方がいいのではない

か。今のはいいとしても、これから出てくるものに対してこういう曖昧なものを認めていいのかという問題があるように思う。

〇〇委員　これは当然双方がそれでいいと言ってるわけですね。

事務局　それは当然そうだと思います。

〇〇委員　今回は本家・分家で問題ないというのならそれでいいのだが、これからそういうのが出てきて問題が起きる可能性もないとは言えない。だからこういうのを受理すべきか問題あると思うのですが。

事務局　市長部局に確認しておきます。

〇〇委員　相手が農業法人ならそんなことにはならないんだろうけどね。

〇〇委員　個人同士で長いからそれで来てるのかもしれないが、委員会の見識としてそんな曖昧なものでいいのか。

事務局　委員会で諮るべき項目なのか、あくまで貸し借りを審議するのであって、お金のことまで審議すべきと言えるのかどうか分からない場合は、このままでも問題ないのかなと思います。

〇〇委員　別に単価を審議するわけではないんだが。

事務局　心配になることはあるということで、できる限りこの部分は曖昧な表記にしないように農政部局とも確認はしていきたいと思います。

議長　ほかに、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長　ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 16 号 農用地利用集積計画（案）の決定について賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものいたします。

議長 続きまして協議事項へ進みます。

議長 協議第 4 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外及び農用地区域への編入について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝協議第 4 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 除外の受付番号 1 番です。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの 3 社が合同する形で今回の譲受人である〇〇〇〇さんという会社が昨年できたわけです。舗装の工事で、アスファルト材をはぐってそれを回収してまたそれをアスファルトに 40%以上使用するというのを聞いております。合併して砺波地区の唯一の会社になったということで、昨年から合併してやっておりましたら、廃材を置く場所がないという点と 3 社分がここに集中するものですから、ダンプが常時 10 台くらい並んでしまうということで、近隣からも安全面で苦情が出ていたということから、今回廃材置き場と駐車場にしたいという申請をされたものです。

除外の受付番号 2 番です。

すでに分筆されたのですが、以前農業をやっていた時代から農機具格納庫や農作業場が建っていたようで、営農組合に入ってから使用していなかったそうです。そのうちに、営農組合から営農組合の機械とかを入れるのに貸してほしいと言われて現在に至っているということで、今回是正するために除外の申請をされたものです。

除外の受付番号 3 番です。

息子さんが分家住宅ということで入られたいというお話な



のですが、これも実は是正案件でありまして、今回の申請地の一部には、既に半地下式の車庫の上に格納庫があって、さらにその上に2階部分があるという立派な農作業場・農機具格納庫が建っています。それが営農組合になってからは、先ほど同様使われていない状況であったということです。そこへお孫さんが入られまして、1階部分を車庫にして2階部分で居住されたいということで是正案件として申請されたものです。

除外の受付番号4番です。

お孫さんが分家住宅を建てたいということで、お隣の農地の一角を申請されるものです。

除外の受付番号5番です。

譲受人〇〇〇〇さんは、建築資材、とくにコンクリート製品を製造・販売しておられまして、工場で製品を作っておられます。コンクリート製品ですので、作ってすぐ運べないので、敷地の中は常にいっぱい、さらに最近発注が多くなってきたということもあり、隣の農地を資材置場にしたいという申請をされたものです。

除外の受付番号6番です。

さきほど転用のほうで、貸している駐車場が16台分戻ってくるような話がありましたが、今回の申請の譲受人である〇〇〇〇さんも業績が伸びてきておりまして、海外の建設資材・床材の会社の日本の代理店になられたそうで、社屋の1階部分自体はすべて倉庫ということで、2階が事務所とかあるそうなんです、ここの倉庫がいっぱいなので、倉庫の敷地がほしいということだそうです。周りの敷地が空いているように見えますが、社員さんとか営業車合わせて30台お持ちということと、倉庫に入ってくるトラックの動線も必要ということで、この中では倉庫は建てられないということで新たな農地を申請するものです。

編入の受付番号1番です。

〇〇地区の整備計画が既に動いているということです。言うなれば、今は令和の農地整備で昭和の農地整備の時に、将来を見越してか今はもう分からないのですが、除外にしていたところを、この度の整備計画では農地として利用しようということで今回編入申請をされたものです。

編入の受付番号2番です。

〇〇地区でこちらも整備計画と一緒に動いていて、今回編

入の申請をされたものです。

申請を受けて調査しましたところ、2筆が編入済でありましたので、そちらは今回の案件から除いてあります。その2筆については、今回筆数がたくさんある上に、図面と連動して番号が振られていたため、欠番扱いとさせていただいております。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

〇〇委員 3番の案件ですが、先月の10日ごろに田んぼが登記していないということで来られまして、話を聞きましたら平成6年に作業所が建ってしまったということでした。地下1階、上2階ということでした。本来はなんでこの地面が出てきたかと言ったら、この2階に生活するから水道を引っ張りたと言ったら、登記が農地のままだったというそういう経緯がありました。現地を見てきたけど、道路からはちょっと見えにくいところでした。

事務局 農機具格納庫で利用しているときは、それでよかったのかもしれないですが、利用しなくなって、今回のように何かをしようとした時にはじめて気づくということが結構あると思いますので、その都度是正していただくしかないかなと思っております。ありがとうございました。

議長 ほかに何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

協議第4号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外及び農用地区域への編入について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといた  
します。

議長 続きまして報告事項へ進みます。

報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書につ  
いて、事務局より説明を求めます。

＝報告第 5 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回 8 件の届出がありました。  
面積はすべて田 18,448 m<sup>2</sup> です。  
受付番号 1～2 番は、相対契約に変更するために合意解約し  
たものです。  
受付番号 3～5 番は、今後 5 条転用申請をするために合意解  
約するものです。  
受付番号 6～8 番は、それぞれ中間管理機構通しの契約に変  
更するために合意解約したものです。

議長 この報告事項について、ご質問、ご意見などございますか。  
  
(特になし)

議長 その他について事務局からお願いします。

事務局

- ・ 11/16 農業委員会研修大会 本日出欠締切
- ・ 農業者年金加入推進冊子配布
- ・ 農業会議図書目録配布

議長 ほかに何かご意見はございませんか。  
  
(特になし)

議長 以上で、本日の議案・協議・報告事項はすべて終わります。

次回の総会は令和 5 年 12 月 12 日 (火) 午後 3 時から、場  
所は南砺市役所別館大ホールとなります。

以上で、南砺市農業委員会第 4 回総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後 4 時 17 分)

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長